

児童育成手当受給者様

瑞穂町福祉部子育て応援課長 清水 健吾  
(公印省略)

## 令和8年度児童育成手当（育成手当・障害手当）現況届の提出について

日頃より、町福祉行政にご理解とご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、毎年6月は、児童育成手当の継続受給確認の月です。下記内容をご確認の上、同封した現況届を期限までに提出してください。現況届等の提出がない場合、令和8年6月分（10月振込）からの手当を受けることができませんので、ご注意ください。

## 1 受付期間

令和8年6月1日（月）から6月30日（火）まで

★返信用封筒に入れるもの

## 2 提出方法

(1) 郵送：同封の返信用封筒で郵送してください。

※子育て応援課への書類到達日が受付日となります。

(2) 窓口：庁舎1階 子育て応援課窓口 午前8時30分～午後5時（平日のみ）

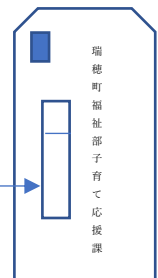
・現況届  
・その他必要な書類  
(切手不要)

## 3 提出書類

(1) 「令和8年度児童育成手当（育成・障害）現況届」

※6月1日以降の日付で提出してください。

記名・提出する現況に〇印



(2) その他

以下を確認し、該当となる書類を現況届と併せて提出してください。

① 令和7年12月末日現在、16歳以上19歳未満であった方を税法上の扶養親族としている方

・「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」

② 父母や児童が障がいを事由に手当を受給している方

・「身体障害者手帳」又は「愛の手帳」のコピー等

※「身体障害者手帳」又は「愛の手帳」をお持ちでない方は任意の診断書

③ 支給対象児童と別居している方

・「児童の属する世帯の住民票（世帯全員・続柄表示あり）」及び「児童育成手当に関する監護事実についての申立書」

※令和8年1月1日時点で瑞穂町に住民登録がなかった方（受給者及び配偶者）で、未申告等によりマイナンバー制度の情報連携による税情報が確認できなかった場合は、「令和8年度住民税課税(非課税)証明書」を提出していただきます。



裏面へ



#### 4 注意事項（必ずお読みください。）

- 現況届裏面の記入例を確認し、ご記入ください。
- 電話番号は、日中連絡が取れる電話番号をご記入ください。
- 書き間違えた場合は、二重線を引いて訂正印を押してください。
- 消えるボールペンや鉛筆で記入しないでください。
- 住所や児童数などの変更は、別途届出が必要です（住所変更届・氏名変更届等）。
- 記入漏れ、書類の不足等がある場合は、修正や再提出が必要になります。

#### 5 その他

- 現況届を審査した結果、所得制限の範囲を超えてしまった場合は、児童育成手当の受給資格が消滅するため、支給事由消滅通知書を送付します。
- 外国籍の方（受給者及び児童）は、在留資格や期間を公簿で確認しています。在留期間が満了する（住民登録が消除する。）と資格消滅となりますので、お気を付けください。

#### ○児童育成手当の振込について

支給月の前月までの4か月分を毎年10月・2月・6月の10日（10日が土日、祝日の場合は、その直前の平日）に振り込みます。支払通知書は送付しませんので、通帳記帳等により確認してください。

#### ★児童育成手当現況届の提出に合わせ、下記をお読みください。

- 児童育成手当の受給資格は、「児童を監護し、かつ生計を維持していること」となっています。  
対象児童が就職等により自分の生計を維持できるようになった場合は、同居であっても減額及び資格消滅の対象となる場合がありますので、ご連絡ください。
- 対象児童が学校等の関係で受給者と別居となる場合は、住民票の異動に関わらず届出が必要です。
- 婚姻していなくても、社会通念上夫婦としての共同生活が認められる、明らかな事実関係（生計が同一でない場合は定期的な訪問と仕送り）がある場合は、資格消滅の対象となります。（育成手当）遡って手当の返還が生じる場合もありますので、ご家庭の状況が変わったときは、速やかに届出をお願いします。
- ご家庭の状況や所得の状況等変更が生じた場合は、必ず届出が必要です。  
受給している状況に変更が生じた場合は、必ず子育て応援課子育て支援係に届出をしてください。住民課に届出をただけでは手当の変更や消滅はできません。

問合せ先  
TEL

瑞穂町福祉部子育て応援課子育て支援係  
042-557-7624（直通）